明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律（五六）　四
○医療法等の一部を改正する法律（五七）　五

〔政　令〕
○都市緑地法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一五五）　九
○都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一五六）　一三
○水防法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一五七）　一四
○水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一五八）　一四
○道路運送車両法施行令の一部を改正する政令（一五九）　一六
○毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（一六〇）　一七

〔省　令〕
○独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　一七
○農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産三六）　一八
○都市緑地法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通三五）　一八
○水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（同三六）　二七

本号で公布された法令のあらまし

◇中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律（法律第五六号）（経済産業省）

一　中小企業信用保険法の一部改正関係

1　用語の定義

この法律において「特例中小企業者」とは、中小企業者であって、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合において、その信用の収縮の影響により銀行その他の金融機関からの借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていることについて、その住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものとすることとした。（第二条第六項関係）

2　特別小口保険の付保限度額の引上げ

特別小口保険の付保限度額を一、二五〇万円から二、〇〇〇万円に引き上げることとした。（第三条の三関係）

3　危機関連保証の特例の追加

普通保険等の保険関係であって、危機関連保証（1により、経済産業大臣が認める日から一年以内の期間（経済産業大臣が一年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）に行われた特例中小企業者の経営の安定に必要な資金に係る債務の保証をいう。）に係るものについて、特別枠の設定、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの措置を講ずるものとすることとした。（第一五条～第一七条関係）

4　その他所要の規定の整備を行うものとすることとした。

二　信用保証協会法の一部改正関係

1　業務の追加等

㈠　信用保証協会（以下「協会」という。）は、債務の保証に係る中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援を行うものとすることとした。（第二〇条第二項第一号関係）

㈡　協会が行う投資事業有限責任組合に対する出資の対象に「創業又は中小企業者の経営の改善発達を支援することを目的とする投資事業」を追加することとした。（第二〇条第二項第四号関係）

2　協会と銀行その他の金融機関との連携

協会が業務を行うに当たっては、中小企業者による経営の改善発達を促進するため、銀行その他の金融機関と連携を図るものとすることとした。（第二〇条の二関係）

3　その他所要の規定の整備を行うものとすることとした。

三　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正関係

1　中小企業信用保険の特例

認定中小企業者の代表者であって、特定経営承継関連保証（中小企業信用保険法に規定する普通保険等に係る債務の保証であって、認定中小企業者の代表者が経営の承継に伴い当該認定中小企業者以外の者から株式等を取得するための資金その他の当該代表者が必要とする資金であって当該認定中小企業者の事業活動の継続に必要なものとして経済産業省令で定めるものに係るものをいう。）を受けたものについては、当該代表者を中小企業信用保険法に規定する中小企業者とみなして、普通保険等の規定を適用することとした。（第一三条第二項関係）

2　その他所要の規定の整備を行うものとすることとした。

四　産業競争力強化法の一部改正関係

1　創業関連保証の付保限度額の引上げ

創業関連保証の付保限度額を一、〇〇〇万円から二、〇〇〇万円に引き上げることとした。（第一一五条関係）

2　その他所要の規定の整備を行うものとすることとした。

五　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。
